

令和4年8月10日

小樽市民の皆様へ

一般社団法人小樽市医師会
小樽市消防本部
小樽市保健所

救急医療等のひっ迫回避に向けた対応について

新型コロナウイルス感染症の新規感染者の急増に伴い、救急外来の受診が増加していることを受け、医療機関受診及び救急車利用に関し、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、下記のとおり、症状の程度に応じた行動のお願いが示されました。

つきましては、お盆の時期を前に、市民の皆様にご三密回避、人との距離確保、マスク着用、手指消毒、換気等を徹底していただくとともに、救急医療等のひっ迫回避に向けた対応について御理解をいただきますようお願いいたします。

記

限りある医療資源を有効活用するための医療機関受診及び救急車利用に関するお願い

- 1 症状が軽い場合（※1）は、65歳未満で基礎疾患や妊娠がなければ、検査や薬のために慌てて医療機関を受診することは避けてください。特に日曜・休祝日は、開設されている医療機関に限られます。受診の前に必ず電話にて症状をお伝えください。
- 2 症状が重い場合（※2）や、65歳以上の方、基礎疾患のある方、妊娠中の方、ワクチン未接種の方などは、重症になる可能性があるため、早めにかかりつけ医や医療機関へ相談、受診をしてください。
- 3 救急車を呼ぶ必要がある場合の症状は、顔色が明らかに悪い、意識がおかしい（意識がない）、日常生活で少し動いただけで息苦しい、肩で息をしているなどがあり、このような場合には、救急車を呼ぶことをためらわないでください。
- 4 救急車の利用の判断に迷う場合には、普段からの体調を把握しているかかりつけ医へ相談するか、各種相談窓口などを利用してください。

※1 症状が軽い：飲んだり食べたりできる、呼吸が苦しくない、乳幼児で顔色がよい
※2 症状が重い：水分が飲めない、ぐったりして動けない、呼吸が苦しい、呼吸が早い、乳幼児で顔色が悪い、乳幼児で機嫌が悪くあやしても収まらない

（日本感染症学会、日本救急医学会、日本プライマリ・ケア連合学会、日本臨床救急医学会の4学会連名声明より）

<相談窓口>

- ・新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談
（不安・心配がある、濃厚接触者や療養機関の考え方、後遺症についてなど）
小樽市新型コロナウイルス一般相談窓口 電話 0120-890-177（9時～21時）
- ・症状があり、受診や検査を受けたい場合
小樽市発熱者相談センター 電話 0120-510-010（24時間）

小樽市保健所 電話 0134-22-3117